梨県公報

号外第二十一号

日

平成二十一年

三月三十一日

火 曜

規 則

目

次

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則		山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則	山梨県立大学学則の一部を改正する規則ニ	県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	に関する規則 に関する規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止 誤係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止
	山梨県建設工事執行規則の一部を牧正する規則(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	山梨県建設工事執行規則の一部を牧正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則に、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」、「大」	山梨県建設工事執行規則の一部を牧正する規則	山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則	山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

則

規

山梨県規則第十九号

則を次のように定める 関係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止に関する規

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 内 正 明

関係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止に関す

(山梨県職員旅費支給規則の一部改正)

第一条 山梨県職員旅費支給規則 (昭和三十三年山梨県規則第七号)の一部を次のよう に改正する。

第五条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十八項」に改める。

(山梨県旅館業法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県旅館業法施行細則 (昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のよう

紙| 中機 | 日 | 旅館業法施行規則第3条第1項」や「旅館業法施行規則第5条第1

温」に改める

(山梨県財務規則の一部改正)

第三条 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正

す る。

める。 第百九条の二第四号中「第百六十九条第二項」を「第百六十九条の七第二項」に改

(山梨県計量法施行細則の一部改正)

第四条 山梨県計量法施行細則 (昭和四十二年山梨県規則第三十五号) の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第三号中「第八十三条第二項の規定による」を「第十五条の三及び第百八条

第八号に規定する記号の」に改める。

(山梨県風致地区条例施行規則の一部改正)

次のように改正する。 山梨県風致地区条例施行規則 (昭和四十五年山梨県規則第五十五号) の一部を

第四条中「又は甲府市」を「、甲府市又は特例市町村」に改める

(山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正)

第六条 山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則(昭和四十七年山梨県規則第一号) <u>の</u>

部を次のように改正する。

第二条第五号中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第七条第二項中「第四十三条第一項各号」を「第六十三条第一項各号」に、 第四

十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

行規則の一部改正) (山梨県自然環境保全条例施行規則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施

第七条 次に掲げる規則の規定中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

山梨県自然環境保全条例施行規則 (昭和四十七年山梨県規則第五号) 第三条の五

| 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則 (平成二十年山梨県規則第 第一号八(11)

(山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正) 三号) 第四条第四号ト及び第十五条第一号ヲ

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第十九号)の一

部を次のように改正する。

を削る る政令 (平成十四年政令第二百七号。以下「改正令」という。) 附則第四条第十項. 第二条中「及び児童扶養手当施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正す

梨 県 公 報 号 外 第二十一号 平成二十一年三月三十一日

Щ

改める。 第三条第一項中「又は改正令附則第四条第一項」を削り、 同項第二号を次のように

二 収入状況明細書 (第二号様式)

を「所得証明書 (第三号様式)」に改め、同条第三項の表特例児童扶養資金の項を削 第三条第一項第三号を削り、同条第二項第三号中「前項第三号に定める所得証明書」

三十六条又は改正令附則第四条第二項」を「又は第三十六条」に改める 第八条第一項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に、「、 第

第九条の二中「又は改正令附則第四条第五項」を削る 第九条中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

「又は改正令附則第四条第六項」を削り、同条第三項中「及び改正令附則第四条第十 項」及び「又は改正令附則第四条第六項」を削る。 第十二条第一項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改め、

第十四条中「又は改正令附則第四条第八項」を削る。 第十三条中「及び改正令附則第四条第十項」を削る。

		5 材 豆 口	第一 品 蒙代 中			-
据置期間	"良愿力/"本	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		金額	の種類	貸付金
年 月から 年 月まで(年 月)	十十週(十一頁及)		(AB 月から 年 月まで)		 見 亚	· 中心
児童扶養手当証書 の記号・番号	月額 円年月	月額 円年月	月額 円 年 月	月額 円年月	月額 円年月	特例児童扶養資金

から	から	から	から	から
併	併	併	併	莊
月まて	月まで	月まで	月まで	月まで

を

措置期間

併

月から

田

償還方法

佣

盤

月額

田

9

種 立

金類

鴐

資金

賦・半年賦(併 月から 年 田 は、日本

に改め、同様式中注3及び4を削り、5を3とし、

併 田 が は に が 年 年償還) 田

6を4とし、7を5とし、8を6とし、9を7とする。

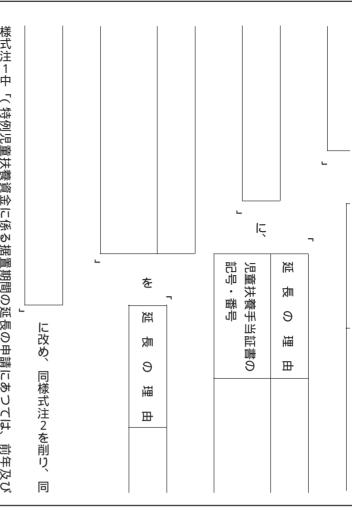
第九号様式の二中

和	却
立	付決
_	沿
荹	年丿
調	月日
併	併
月1	田
から	ш
併	
月まで	
' 31	

を 鴐 立 浃 卍 年 田 Ш 併 田

Ш

の借受状況



前々年の所得並びに扶養する児童の状況を証する書類)」を削り、同様式注1を同様 **| 様怙洪~中「(特例児童扶養資金に係る据置期間の延長の申請にあつては、前年及び** 式注とする

第九条 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則 (平成 (租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部改正) 十六年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

の四第二十一項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。 第一条中「第二十条の二第十一項」を「第二十条の二第十三項」 ľ 「第三十八条

項第二号」を「又は同条第五項第二号」に改める。 区」の下に「又は同条第四項の規定による開発整備促進区」を加え、「及び同条第四 ||第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改め、同条第七号ロ中「再開発等促進 第二条中「第二十条の二第十一項又は第三十八条の四第二十一項」を「第二十条の

条の4第21項」や「第38条の4第22項」ピ、「再開発等促進区」や「再開発等 促進区・開発整備促進区」に改める。 第一号様式中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」ピ、「第38

|号様式中「再開光等促進区」を「 再開発等促進区・開発整備促進区」に改める。

Щ

梨

県 公 報 号 外

第二十一号

平成二十一年三月三十一日

条の4第21項」を「第38条の4第22項」に改める。 第四号様式中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」 ľ 「第3 ∞

県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の廃止) (山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例施行規則及び山梨

次に掲げる規則は、 廃止する。

- 和六十三年山梨県規則第十一号) 山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (昭
- 一 山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (平 成二年山梨県規則第二号)

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県規則第二十号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横

内

正

明

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則 (昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次の

ように改正する。

削り、「観光推進監」の下に「、ブランド推進監、観光企画監」を加え、「高速道路推進 長 館長」を削り、「、次長」の下に「、財務審査幹、工事検査幹」を、「研究管理幹」の下 監」を「道路企画監」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「、 に「、普及指導幹」を加え、「、男女共同参画推進幹」を削り、「 副院長」の下に「、 室 に、「税務徴収企画監、衛生指導監」を「税務徴収企画監」に改め、「、農村振興監」を 立病院法人化推進監」に、「食品・政策企画監」を「食品・衛生指導監、政策企画監」 第一条の表本庁に置かれる職の欄中「看護指導監」を「医療企画監、看護指導監、 を加える。 館長」及び「、副

則

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

Щ 梨

を「、精神保健福祉士試験及び介護福祉士試験の受験資格」に改める。 第四十五条第二項中「及び精神保健福祉士試験の受験資格並びに介護福祉士の資格. 山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。 山梨県立大学学則の一部を改正する規則

別表 (第三十六条関係) 全学共通科目

別表を次のように改める。

授業科目の名称	名称	単 位 数		履修方法
		必修	選択	要なり
フレッシュ	フレッシュマンセミナー	1		1 国際
				政策学
基外国語	総合英語 a		2	部は、
礎	総合英語 b		2	基礎科
科	総合英語 a		2	目から
目	総合英語 b		2	外国語
	英語コミュニケー ション a		2	四単位
	英語コミュニケー ションb		2	を含む
	中国語a		2	八単位
	中国語 b		2	及び教
	中国語a		2	養科目
	中国語 b		2	から八
	韓国語a		2	単位を
	韓国語 b		2	含めて
	韓国語a		2	<u>_</u>
	韓国語 b		2	_ 単 位
	スペイン語 a		2	以上を
	スペイン語 b		2	修得す
	スペイン語 a		2	ること
	スペイン語 b		2	0
	フランス語 a		2	2 人間
	フランス語 b		2	福祉学

_																																	
l_										目	科	養	教																				
					理解	社会の					理解	文化の	人間と						健康	運動と			情 報										
	日本国憲法	社会と法	社会と経済	社会と政治	社会と歴史	人間と社会		人間と心	人間と文化	人間と芸術 文学	人間と芸術 音楽	人間と芸術 美術	人間と思想		生活と健康	運動と人間 実技	運動と人間 実技	運動と人間 実技	運動と人間 実技	運動と人間の講義		生活と情報	情報リテラシー		現代日本事情	日本語 b	日本語a	日本語 b	日本語 a	日本語基礎b	日本語基礎 a	フランス語 b	フランス語 a
	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	1	1	1	1	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 看	ځ	するこ	を修得	位以上	十二単	て、 二	を含め	八単位	を含む	グ基礎	セリン	カウン	目から	教養科	位及び	む八単	位を含	の四単	た科目	選択し	bから	英語	び総合	_ a 及	合英語	b、 総	英語	、総合	語 a	総合英	目から	基礎科	部は、

											目	科	放	開	部	学																	
		科目	部開放	看護学		目	開放科	祉学部	人間福				目	開放科	策学部	国際政			経験	と社会	ション	ニケー	П///П				理解	地域の	現代と			理解	自然の
	国際協力	災害支援	救急法	リラクゼーション		生涯スポーツ	生と幸福	コミュニケーション基礎	地域ボランティア演習		情報ネットワーク論	情報社会論	文化とコミュニケーション	平和と安全保障	国際関係論	社会統計学		インターンシップ	キャリアデザイン	発達と教育の心理	カウンセリング基礎	グループワークと自己表現	プレゼンテー ション		日本語の方言と山梨	山梨学	グローバル化論	ジェンダー論	環境論		生活と化学	生物の科学	宇宙の科学
	1	1	1	1		1	2	2	1		2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2
。 この	ること	修得す	単位を	から四	外国語	生は、	人留学	4 外国	ڮ	するこ	を修得	位以上	十六単	めて、	位を含	む六単	想を含	間と思	から人	養科目	及び教	六単位	シーの	リテラ	び情報	b 及	合英語	a、 総	英語	ら総合	科目か	基礎	学部は
		1	国際協力	国際協力 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国際協力	国際協力 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	国際協力 1 生涯スポーツ 1	国際協力 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国際協力 1 国際協力 1 国際協力 2 4 4 工ミュニケーション基礎 2 4 4	Table 1 Table 2 Ta	国際協力 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	科目情報ネットワーク論11目生涯スポーツ1日生涯スポーツ1日生涯スポーツ2日4	科目情報社会論11科目(火害支援)11日(火害支援)1 <td>目文化とコミュニケーション11目大化とコミュニケーション基礎1日生涯スポーツ1日生涯スポーツ2日11日大化とコミュニケーション基礎1日11</td> <td>日 文化とコミュニケーション 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td> 日 文化とコミュニケーション 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </td> <td> 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</td> <td> 国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際協力 国際協力 1 1 1 2 2 1 4 2 2 2 2 2 4 日</td> <td>科目インターンシップ目中のインターンシップ目中の大化とコミュニケーション日中の中の日大化とコミュニケーション中の日中の中の日大田中の日中の中の中の日中の中の中の日中の<td>科目上上<</td><td>科目目上上上<</td><td>科目日上上上<</td><td> Table Ta</td><td> Table Ta</td><td> Table</td><td> 日本語の方言と山梨</td><td>科目 が表表法 日本語の方言と山梨 日本語の方言と山梨 1 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</td><td> Table</td><td> Table Ta</td><td> 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</td><td> 現代と 現代と 現代と 現代と 現代と 環境論 日 日 日 日 日 日 日 日 日 </td><td>科目 目開放料 上<!--</td--><td>科目 照</td></td></td>	目文化とコミュニケーション11目大化とコミュニケーション基礎1日生涯スポーツ1日生涯スポーツ2日11日大化とコミュニケーション基礎1日11	日 文化とコミュニケーション 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日 文化とコミュニケーション 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際政 社会統計学 国際協力 国際協力 1 1 1 2 2 1 4 2 2 2 2 2 4 日	科目インターンシップ目中のインターンシップ目中の大化とコミュニケーション日中の中の日大化とコミュニケーション中の日中の中の日大田中の日中の中の中の日中の中の中の日中の <td>科目上上<</td> <td>科目目上上上<</td> <td>科目日上上上<</td> <td> Table Ta</td> <td> Table Ta</td> <td> Table</td> <td> 日本語の方言と山梨</td> <td>科目 が表表法 日本語の方言と山梨 日本語の方言と山梨 1 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</td> <td> Table</td> <td> Table Ta</td> <td> 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</td> <td> 現代と 現代と 現代と 現代と 現代と 環境論 日 日 日 日 日 日 日 日 日 </td> <td>科目 目開放料 上<!--</td--><td>科目 照</td></td>	科目上上<	科目目上上上<	科目日上上上<	Table Ta	Table Ta	Table	日本語の方言と山梨	科目 が表表法 日本語の方言と山梨 日本語の方言と山梨 1 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Table	Table Ta	1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	現代と 現代と 現代と 現代と 現代と 環境論 日 日 日 日 日 日 日 日 日	科目 目開放料 上 </td <td>科目 照</td>	科目 照

備考

合計

一 単 位

認めな

修 言語の

留 当 当 お 場合 に

三 百 四 位 十

a、日本語 b及び現代日本事情については、外国人留学生のみ選択することができ 外国語のうち、日本語基礎a、日本語基礎b、日本語 a、日本語 b、日本語

二 国際政策学部総合政策学科

	学	策	政	合	総		授業
学 部 教				目	導 入 科		授業科目の名称
日本の歴史	総合政策基礎演習	総合政策基礎演習	総合政策基礎演習	総合政策基礎演習	総合政策入門		治称
	1	1	1	1	2	必修	単 位 数
2						選択	
十四単位						要及件で	履修方法

県公
報
号 外
第二
干
号
平 成
$\overline{+}$
年三月三十一
日

Щ

梨

目科門

アジアの歴史

国際法

国際関係論 現代日本社会論 欧米の歴史

2

2

平和と安全保障

情報ネットワーク論

文化とコミュニケーション

養科目 日本の歴史

2	2		2	2	2		2	2	2	2	2	2		2			2	2	2	2	2	2	2		2		2	2	2	2	2
											ڮ	得するこ	以上を修	十四単位															ڮ	得するこ	以上を修
																						目	科	開	展	策	政				
織	組									野	分	策	政	域	地							野	分	係	関	際	玉				
民法	民法	家族社会学	消費者行政論	地域プロジェクト論	文化政策論	共生社会論	地域福祉行政論	環境社会学	山梨の政策課題	農業と食料	地方財政論	地域情報論	環境政策論	公法判例研究	行政法	地方自治体の国際協力	国際機構論	国際開発論	政治思想史	現代外交論	国際政治論	国際資源論	国際金融論	多国籍企業論	貿易論	国際経済論 (欧米)	国際経済論 (アジア)		地方政府論	地域政策論	一行政法
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2
																すること。	上を修得	十単位以	めて、 三	単位を含	れぞれ四	野からそ	織経営分	野及び組	域政策分	分野、地	国際関係				

科 策 総目 基 砕 政

地域経済論

2

日本経済史

ミクロ経済学

2 2

社会統計学 知の技法

行政学

2

政治学

生活環境論地域振興論

2 2

 会計学

経営学 地域社会論

商 民法

Щ 梨 習科目 実践演 総合化 県 野 分 営 経 公 金融論 経営史 起業論 総合政策課題演習 国際理解演習 総合政策演習 (卒業研究) 総合政策課題演習 総合政策課題演習 総合政策課題演習 総合政策課題演習 総合政策課題演習 企業の社会的責任 商業経営論 中小企業論 会計監査論 経営指導論 経営分析論 経営組織論 経営法務論 商法 報 号 外 第二十一号 b (組織経営 b (国際関係) a (組織経営) b (地域政策) a (地域政策) a (国際関係 平成二十一年三月三十一日 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 総合政策 習 b(国 際関係) 織経営) 総合政策 域政策)、 課題演習 域政策)、 課題演習 総合政策 際関係)、 策課題演 及び総合 課題演習 課題演習 総合政策 総合政 a (国 b (地 a (組 a (地 関連科 語国外 目 語 英 刑法 簿記論 国際協力論 東アジアと日本 英語S peaking2 英語Speaking1 英米文学講読 英米文学概論 地域理解外書講読 日本語教育概論 放送文化論実践 多文化教育論 比較文化論 (異文化理解) 情報社会論 メディア・リテラシー 欧米の国際関係 英語Writing1 英語Readin g2 英語Reading1 簿記演習 英語の構造 (統語) 英語音声学 英語学概論 1 1 1 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 1 七 位を含め 位を含め (組織経 て、十四 て、八単 を修得す 単位以上 英語八単 すること。 上を修得 四単位以 ر ح 位以上を 営) 二単 演習 b 政策課題 修得する

中国語文法2		中中国語基礎	通訳入門	留学英語	ビジネス英語2	ビジネス英語1	時事英語2	時事英語 1	検定英語Advanced	検定英語Intermediate	外国語現地演習 (英語)	英文法 2	英文法1	r i t i	上級英語Reading	e 2	英語Discussion&Debat	e 1	英語Discussion&Debat	英語Listening4	英語Listenings	英語Writing4	英語Writings	英語Reading4	英語Readings	英語Speaking4	英語 S p e a k i n g 3	英語Listening2	英語 Listening1	英語Writing2
																													1	
1 1	1 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
																														ること。
哲] <u>=</u>																													-
授業科目の	二 国際政					卒業要件			合計																					
授業科目の名称	三国際政策学部国際コミュニケーション学科	11 77 == (((((((((((((((((得したものとみなしたものを含む。)。 した単位であって、学長が県立大学には	により他の大学又は短期大学において	以上) とを合計して百二十四単位以上.				合計		中国語報刊	時事中国語 2	時事中国語1		中国語講読 4	中国語講読3	中国語会話と聴力5		中国語講読 2	中国語講読 1	中国語会話と聴力4	中国語会話と聴力3	中国語作文4	中国語作文3	中国語文法 4	中国語文法3	外国語現地演習 (中国語)	中国語会話と聴力 2	中国語会話と聴力1	。
授業科目の名称単位数		1177= ((((((((((((((((((得したものとみなしたものを含む。)。 した単位であって、学長が県立大学における授業科目の履修により修	により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得	以上)とを合計して百二十四単位以上となること(第四十一条の規定						中国語報刊	時事中国語 2	時事中国語1	中国語情報処理	中国語講読4	中国語講読3	中国語会話と聴力5	中国語作文 5	中国語講読 2	中国語講読1	中国語会話と聴力 4	中国語会話と聴力3	中国語作文 4	中国語作文3	中国語文法 4	中国語文法3	外国語現地演習(中国語)	中国語会話と聴力 2	中国語会話と聴力1	

山 梨																目	科	門	専	科	学	ン	3	シ	_	ケ	=	ュ	Ξ	コ	際	国		
県公			礎科目	ョ ン 基	ケーシ		国際コ																		養科目	学部教					目	導入科		
報号外 第二十一号	日本文化論	ヒューマンコミュニケーション論	メディア・リテラシー	国際協力論	欧米の国際関係	東アジアと日本	地域研究論		ミクロ経済学	マクロ経済学	社会統計学	社会調査法	知の技法	情報ネットワーク論	文化とコミュニケーション	平和と安全保障	国際法	国際関係論	日本経済論	現代日本社会論	欧米の歴史	欧米の歴史	アジアの歴史	アジアの歴史	日本の歴史	日本の歴史		国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション入門		
平成二十一年三月三十一日		神	2				2								2			2		2								自 —	自 —	自 1	自 1	2		必修
三十日日	2	2		2	2	2			2	2	2	2	2	2		2	2		2		2	2	2	2	2	2		1	1					選択
					-	<u> </u>	/\																<u></u>		Ы	+				-	<u> </u>	Ш		
					すること。	上を修得	八単位以																ځ	得するこ	以上を修	十四単位				すること。	上を修得	四単位以		要件
																目	科	幹	基	ン	3	シ	_	ケ	=	ュ	Ξ	コ	際	围				
		語						分		_						域			1.1	_	_			_	野	分			際	国		_	_	
	マスメディアと政治	マスメディア論	マスメディア論		放送文化論実践	文化政策論	多文化教育論	比較文化論 (異文化理解)	地域理解外書講読	西洋思想史	中国思想史	日中関係の歴史	日米交流史	韓国の社会と文化	中国の社会経済	アメリカの社会と政治	ヨーロッパの社会と文化		地方自治体の国際協力	国際機構論	国際開発論	政治思想史	現代外交論	国際政治論	国際資源論	国際金融論	多国籍企業論	貿易論	国際経済論 (欧米)	国際経済論 (アジア)		日本語教育概論	日本語学概論	日本の言葉と文化
		2	2		1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	
九														ځ	得するこ		三十単位	を含めて、	ら八単位	ン分野か	ケーショ	П///п	び言語・	六単位及	それぞれ	分野から	地域文化	域理解・	分野、地	国際関係				

公
報
号
外
第
\mp
号
平成
平成二十
_
二十一年三
<u>+</u>
二十一年三

山梨県

													_	_	-																	
										習科目	ョ ン 演	ケーシ	<u> </u>	国際コ								野	分	ン	3	シ	_	ケ	=	ュ	===	=
					国際コミュニケーション演習(卒業研究)	ン	課題演習	ン	課題演習	課題演習	課題演習	課題演習	課題演習	国際理解演習		日本語教育特講 (外国籍児童生徒等)	日本語教育実践	日本語教育実習	日本語教育評価法	日本語教材研究	日本語教育方法論	日本語の構造 (音韻・文字)	日本語の構造 (文法)	日韓対照言語学	言葉と社会 (社会言語学)	言語学概論	日本語の表現	日本語の表現	演劇とコミュニケーション	メディアと多文化社会	メディアコミュニケーション論	こことに一次とノ間利害
					ニケーショ		b (言語		a (言語	b (地域四	a (地域	b (国際理解)	a (国際理解)	習		特講 (外国	実践	実習	評価法	研究	方法論	造(音韻	造(文法)	語学	(社会言語				ユニケーン	多文化社会	ミュニケー	/· (/ 1
					コン演習		(言語・コミュニケーショ		(言語・コミュニケーショ	(地域理解・地域文化)	地域理解・地域文化)	理解)	理解)			 八 重 生						· 文字)			デ)		ミュニケー	(文章表現)	ンヨン	云	- ション論	1
					卒業研究)		ーケー ショ		ーケー ショ	(文化)	文化)					徒等)											(コミュニケーション法)				Huo	
					4																											
							2		2	2	2	2	2	4		2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
寅 習 a)、」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	地域でと	b (地	課題演習	域文化)、	理解・地	a(地域	課題演習	際理解)、	b (国	課題演習	際理解)、	a (国	課題演習																		
																																_
														_																		
文														目	科	連	関															
	人口	+#1	Th		III	纪	行	桂	+#1	+#1	⁄字	箻	系	学	科	숝	社															
		地域プロジェクト論	政策過程論	民法	刑法	行政法	行政法	情報社会論	地域振興論	地域社会論	行政学	簿記演習	系 簿記論		科																	
	人 日本文学概論 (文学史を含む。)	地域プロジェクト論	政策過程論	民法	刑法	行政法	行政法	情報社会論	地域振興論	地域社会論	行政学	簿記演習		学	科	숝	社															
		地域プロジェクト論			刑法 2		行政法 2	情報社会論 2	地域振興論 2	地域社会論 2	行政学 2	簿記演習 1	簿記論	学	科経営学	숝	社															

上 e 英語 基本																				語	国語										5	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	r i t i n	e d i n	e 2	s c u s s i o n & D e b a	e 1	s c u s s i o n & D e b a	List enin	List enin	r i t i n	r i t i n	e a d i n	e a d i n	k i	k i	List en	List enin	r i t i n	r i t i n	e a d i n	e a d i n	p e a k i n	S p e a k i n	英語の構造(統語)	英語音声学	英語学概論	英米文学講読	英米文学概論	国語科書写指導法	中国文学	中国文学	系日本語の歴史	学 日本語文献講読 (古典)
大文文法2 中中中国語語講話と聴力2 中中国語語 大文法2 中中国語語 中中国語語 大文語 中中国語語 大文語 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大															1	1	1	1	1	1	1	1										
語 国 中 中 中 中 中 中 中 中 国語語 東英語 I n t e r m e d i a t サ 中 国語語 横定英語 I n t e r m e d i a t e r m e d i a t e r m e d i a t e r m e r	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1									2	2	2	1	2	2	2	2	2	1
中国語語講話 (英文法 2 中国語語 講話 に で) 中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語 (英語) 中語 (英語) 中語 (英語) 中語 (英語) 中国語 (英語) 中国語 (英語) 中語 (英語) 中語 (英語) 中語 (こと。	修得する	位以上を	二 十 二 単										
中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語語 (英語) 中国語語 (本語) 中国語 (本語) 中語 (本語) 中国語 (本語) 中語 (本語) 中国語 (本語) 中国語 (
処 4 3 と 5 2 1 と と 4 3 4 3 演 と と 2 1 2 1 語語 d n 演習 聴 聴	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	ф	Ы	ф	ф	ф	ф	ф				二二	ជរា	レ	レ	吽	吐	北全	北全	Ы	#
	中国語情報処理	中国語講読 4	中国語講読3	中国語会話と聴力5	中国語作文 5	中国語講読 2	中国語講読1	中国語会話と聴力4	中国語会話と聴力3	中国語作文 4	中国語作文3	中国語文法 4	中国語文法3	7国語現地演習 (中国語)	中国語会話と聴力2	中国語会話と聴力1	中国語作文 2	中国語作文1	中国語文法 2	中国語文法 1	中国語総合	中国語基礎	選訳入門	世学英語	こジネス英語2	こジネス英語1	时事英語 2	时事英語 1	v a n	t	外国語現地演習 (英語)	

山梨県公報号外 第二十一号 平成二十一年三月三十一日

A
科 別 野 分
日 科 別 野 分
W S 解基社会

(清潔・入浴) (居住環境) (居住環境) (居住環境) (居住環境) (国 保	山梨県公報号外 第二十一号 平成二十一年三月三十一日			生活支援基礎 2			 		W こころとからだのしくみ 2	C こころとからだのしくみ 2		精神科リハビリテーション学	精神科リハビリテーション学	精神科ソーシャルワーク技術演習 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	精神科ソーシャルワーク技術演習 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	精神科ソーシャルワーク技術各論 2	精神科ソーシャルワーク技術各論 2	精神科ソーシャルワーク技術総論 2	精神科ソーシャルワーク技術総論 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			精神保健福祉論 2	精神医学 2	W 精神医学 2		P 精神保健 2 2 2 2		山梨の保健福祉行政			社会福祉施設経営論 2	ソーシャルワーク総論) : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
		介護実習	介護総合演習	介護総合演習			シャルワー	シャルワー	シャルワー	精神科ソーシャルワー	精神科ソーシャルワー	精神科ソーシャルワー		シャルワー	- !	ソーシャルワー	ソーシャルワー		コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	介護過程	介護過程	介護過程	介護過程	介護過程	認知症の理解	認知症の理解		_		$\overline{}$	$\overline{}$	生活予技技術 (単したく)
	_	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1		2	2	2	1		1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	

Щ
梨
県
公
報
号
外
第
+
<u> </u>
号
平成
<u> </u>
<u> </u>
生
_
月
$ \mp$
日

義	特 別 講		習	課題演																						目	関連科			
特別講義	特別講義	課題演習	課題演習	課題演習	地方政府論	地域政策論	財政学	行政法	山梨と環境汚染	家庭電気・機械	住居学	被服学実習	被服学	被服環境学	調理実習	調理実習	栄養学	栄養学	食品衛生学	食品化学(食品学基礎を含む。)	食品化学 (食品学基礎を含む。)	福祉住環境コーディネイト論	保育学実習	保育学	家政学	家族経済学	家庭関係学	介護実習	介護実習	介護実習
		4	2	1																										
1	1				2	2	2	2	1	2	2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	4	1	4
上を修得	単位以																								すること。	上を修得	七単位以			
						科	門	専	科	学	成	形	間	人				授		五	Г					卒		合	Τ	
礎	基『	門 専				• •	, ,		- '	養科目	学部教		目	導入科				授業科目の		人間福祉						卒業要件		合計		
解	理翁	象 対								目	教			科				п		福						1				

授	授業科目の名称	ص ا	4称	単位数		履修方法
				必修	選 択	要なり
人	導入科	科	基礎演習	1		
彡間	目		基礎演習	1		
戎 刑	学部教	教	地域ボランティア寅習	1		十一単位
学	養科目	Ħ	コミュニケーション基礎	2		以上を修
科			社会福祉論	2		得するこ
専			子ども福祉論	2		چ
門			地域福祉論		2	
科			生と幸福		2	
目			生涯スポーツ		1	
			福祉と文化		2	
			社会調査の基礎		2	
	専	対	人間発達と心理		2	二十三単
	門	象	医学一般		2	位以上を
	基	理	対象理解 (幼保)		1	修得する
	礎	解	対象理解 (障害)		1	ايكي

				すること。
合計		位 十六単 二百十	五二 百位 十	
卒業要件	の規定により他の大学又は短期大学において覆修した授業科目につい十単位以上)とを合計して百二十四単位以上となること(第四十一条全学共通科目(二十二単位以上)と福祉コミュニティ学科専門科目(八	て覆修し)た授業科() (第4学科専門	目につい 円科目(八
	より修得したものとみなしたものを含む。)。て修得した単位であって、学長が県立大学における授業科目の履修に	,における)授業科目	[の履修に

公報号外 第二十一号 平成二十一年三月三十一日

山梨県

通科目	専門共																															目	科
_		+		/.±	اد ا	اد ا	اد ا	قر ا	_	_	/0	/0	/□	/□	/0				内		/□	224	214	解	理	的数	目	質	本		I	101	
歌唱演習	乳幼児と遊び		国語(文学を含む。)	幼児体育実技	ピアノ実技	ピアノ実技 (伴奏法を含む。)	ピアノ実技	ピアノ基礎実技	自然	自然	保育内容 (環境)	保育内容 (健康)	保育内容(演劇表現)	保育内容 (音楽表現)	保育内容 (造形表現)	保育内容(身体表現)	保育内容(人間関係)	保育内容 (言葉)	保育内容総論		保育職入門	栄養学	栄養学	精神保健	養護原理	教育経営論	教育基礎論	乳幼児教育論 一	乳幼児教育論		乳幼児観察研究	乳幼児心理学	対象理解 (養護)
1	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1		2	1	2	2	2	2	2	2	2		2	2	1
以上を修	十三単位																																
													目	科	別	野	分																
		R	С							R	N		Н	17	11.3	N																	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	児童養護演習	ケア概論		障害児保育	調理実習	調理実習	保育学実習	保育学	小児保健	乳児保育		教育課程論	教育方法論	幼小連携	幼児音楽	教育心理学		総合演習	専門職連携演習	総合表現演習	保育者指導	乳幼児心理学演習	児童文学	身体表現演習	造形演習	音文化演習	保育とジェンダー	教育学演習	幼児教育演習	ファミリー サポー ト論	子どもと食育	絵本制作
																			2														
1	1	1	2		1	1	1	1	2	2	1		2	2	2	1	2			1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1
														چ	得するこ	以上を修	十五単位															ځ	得するこ

梨
県
公
報
号
外
第
干
_
号
平成
$\overline{}$
+
十二年
十一年三月三
=
=

Щ

目 科 習 実

Ν

Κ

R

Ν

ソーシャルワーク演習	ルワー	ソーシャルワーク援助技術論	ソーシャルワーク援助技術論	ソーシャルワーク援助技術論	公的扶助論	社会保障論	社会保障論	就労支援論 一	障害者福祉論	高齢者福祉論	高齢者福祉論	社会福祉論	日本語教育概論	多文化教育論		ソーシャルワーク現場実習	ソーシャルワーク現場実習	ソーシャルワーク現場実習指導	ソーシャルワーク現場実習指導	施設実習	施設実習	保育所実習	保育所実習	保育所・施設実習指導	保育所・施設実習指導		幼稚園実習	幼稚園実習	幼稚園実習指導	幼稚園実習指導		子ども虐待の臨床	子ども福祉論	
1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	1	2	2	2	2	1	1		2	2	1	1		2	2	-
											ځ	得するこ	以上を修	十四単位					限る。	希望者に	格の取得	許及び資	だし、免	きる。た	ことがで	一に含める	な単位数	業に必要	までを卒	十六単位			_	
					卒業要件			合計			義	特別講			習	課題演																_		
	修得したものとみなしたものを含む。)。	得した単位であって、学長が県立大学における授業科目の履修により	定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修	位以上) とを合計して百二十四単位以上となること (第四十一条の規	全学共通科目 (二十二単位以上) と人間形成学科専門科目 (八十六単						特別講義	特別講義		課題演習		() 課題演習		地方政府論	地域政策論	財政学	行政法	山梨の保健福祉行政	司法福祉論	医療福祉論	社会福祉施設経営論	ソーシャルワーク総論	ソーシャルワーク総論	地域福祉計画論	地域福祉論	福祉と人権	社会理論と社会システム	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	
		おける授業	復修した授	となること	形成学科専		位	十八単						4	2	1																		
		科目の履	業科目に) (第四十	門科目(一 単 位	百九十			1	1						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	- 7
		修により	ついて修	一条の規	八十六単					すること。	上を修得	一単位以																						'

関連科 目

S

R C

W

	域	領																				域	領	在	存						授業	
			礎科目	実践基																						持科目	実践支				授業科目の名称	
精神保健論	補完・代替医療	治療学各論	治療学各論	病態治療学		医療英語	看護英語	国際協力	災害支援	保健統計学	疫学	公衆衛生学	保健福祉行政学	社会福祉学総論	生活健康科学	いのちの社会学	リラクゼーション	人間関係論	人間関係論	看護心理学	性のヘルスプロモーション (*)	人間工学	救急法	臨床栄養学	病原微生物学	人間の遺伝学 (*)	解剖生理学				名称	
2		2	2	2						2	2	2	3	1	2	2			2	2				2	2	1	2		必修		単位数	
	1					2	2	1	1								1	2			1	1	1						選択			
	ت کی	修得する	位以上を	八十三単																				こと。	修得する	位以上を	二十八単		要件	一及び修了	履修方法	
																							用科目	実践応								
成人・老年臨床看護学実習	成人・老年臨床看護学実習	母性看護学実習	小児看護学実習	小児看護学実習	基礎看護学実習	基礎看護学実習	看護導入実習	クリティカルケア看護論	がん看護学	感染看護学	リハビリテーション看護論	精神看護学	老年看護学	成人・老年臨床看護学	成人・老年臨床看護学	母性看護学	母性看護学	小児看護学	小児看護学	実践基礎看護技術	実践基礎看護技術	実践基礎看護技術	I ヘルスアセスメント実践論			看護過程展開論	ヘルスアセスメント基礎論	基礎看護技術論	基礎看護技術論	看護理論	看護学概論	臨床薬理学
3	3	2	1	1	2	1	1				1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2	1

梨
県
公
報
号
外
第
\mp
号
平成
\mp
生
戸
\pm
日

Щ

研究領域	程 助 科 産 目 課	合 実 科 践 目 統
	田 周産期治療学(*) 田 周産期治療学(*) 助産診断技術学(*) 助産管理学(*) 助産管理学(*) 助産学実習(*)	有護学実習 特神看護学実習 特神看護学実習 特神看護学実習 一位之子看護管理学 看護管理学 看護管理学 看護管理学 看護管理学 看護演送經合演習 中門職連携演習 事門職連携演習 有護実践総合演習
1 1 1	4 5 1 1 4 2 1 1 1	2 1 1 2 2 1 1 1 2 4 1 2 2 3 2 1 1 2

備考

助産師国家試験を受けようとする者は、(*)の科目を履修しなければならない。

附則

(施行期日)

(経過措置) 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

を除く。)について適用し、同日前から引き続いて在学する者については、なお従前規定は、この規則の施行の日以後に入学する者(編入学、再入学又は転入学をする者2.この規則による改正後の山梨県立大学学則(次項において「新学則」という。)の

の例による。

山梨県規則第二十二号

山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則

山梨県知事 横 内 正 明

正する。 山梨県立大学大学院学則(平成十七年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改

別表中 感染学 地域環境保健論 2 2 を「地域環境保健論| 小児看護学持別研究一 2 | | | |

小児

- 4 - を							
		学	護	看	染	感	
感染看護学特別研究	感染看護学実習	感染看護学演習	感染看護学特論	感染看護学特論	感染看護学特論	感染看護学特論	ハリオ言語生作が有多
4	6	4	2	2	2	2	-

(山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

る者が」に改める。

げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を加える。

認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)若しくは認定中小企業者が団体

による事業活動の促進に関する法律 (平成二十年法律第三十八号) 第十一条第一項の これらの者が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携

第二条中「もの又は」を「もの若しくは」に改め、「組織する団体」の下に「又は

である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同法第四条第二項第二号イに掲

定中小企業者である場合にはその構成員のうち当該貸付けを受けることにより受益す

第四条第二項中「、その構成員の全員が」を「その構成員の全員が、団体である認

の一部を次のように改正する。

という。) 第十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え

活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」

第一条中「第三条第二項」 の下に「(中小企業者と農林漁業者との連携による事業

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成十五年山梨県規則第八十四号)

看護学特別研究

がん看護学特論 がん看護学特論 がん看護学特論

2 2 2

第二条第一項に次の一号を加える。

五

に改める。

が

h

がん看護学特論 がん看護学演習 がん看護学実習

学

護

がん看護学特別研究

4 6 4

則

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十三号

正する規則を次のように定める。 山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内

山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の 正 明

を改正する規則

(山梨県農業改良資金貸付規則の一部改正)

のように改正する。 山梨県農業改良資金貸付規則 (平成十四年山梨県規則第四十九号) の一部を次

山梨県規則第二十四号

この規則は、

公布の日から施行する。

下同じ。)」を削る。

則

定中小企業者

第五条第一項中「 (法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。

以

商工等連携促進法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該認 は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農 促進法第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又 する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。) を支援するため農商工等連携 前各号に掲げる者が実施する林業・木材産業改善措置(法第二条第一項に規定

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める

平成二十一年三月三十一日

部

横

内

正

明

山梨県建設工事執行規則 (昭和四十四年山梨県規則第二十号) の一部を次のように改 山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

梨 県 公 報 号 外 第二十一号 平成二十一年三月三十一日

Щ

正する。

「年三・七パーセントの割合で」を「、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 う。) を乗じて」に改める。 利率を勘案して決定する率(第四十五条第三項において「財務大臣が決定する率」とい 十年山梨県条例第二号)第二条第一項に規定する地域県民センターの長」を加える。 二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付 第三十八条第十一項中「につき」を「に、」に改め、「期間について、その」を削り、 第三十五条中「出納局長」の下に「、山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六

じて」に改める。 第四十五条第三項中「年三・七パーセントの割合で」を「財務大臣が決定する率を乗

則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第三十八条第十一項及び第四十五 金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還に 条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約に係る前払 ついては、 なお従前の例による。

山梨県規則第二十五号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

財務審査幹」を加える に改め、「及び財務審査監」の下に「並びに同表出先機関に置かれる職の欄に規定する 県職員の職の設置に関する規則」を「財務審査監等」県職員の職の設置に関する規則」 第二条第五号中「、男女共同参画推進センター」を削り、同条第七号中「財務審査監 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

ダム管理事務所、深城ダム管理事務所」を「ダム管理事務所」に改める。 第三条第二項の表中「広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、 大門・塩川

からケまで」を「アからカまで」に改め、 査監等」に改め、 第三条の二第一項の表財務審査監の職にある出納員の項中「財務審査監」 同表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項第一号中「ア 同号ア中「(北巨摩合同庁舎内に設置された

> 改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 所に、富士・東部建設事務所にあつては吉田支所に限る。) 及び流域下水道事務所」に 所」を加え、「 及び建設事務所」を「、 建設事務所 (中北建設事務所にあつては峡北支 祉事務所にあつては、峡北支所に限る。)」を、「 林務環境事務所」の下に「 、計量検定 同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「保健福祉事務所」の下に「(中北保健福 し、同号力を同号工とし、同号キを同号オとし、同号クを同号力とし、同号ケを削り、 ものに限る。)」を削り、 同号イ及びウを削り、 同号工を同号イとし、 同号才を同号ウと

|| 総合県税事務所に置かれる物品出納員にあつては、総合県税事務所、計量検定所 及び流域下水道事務所に係る物品の出納及び保管 (使用中の物品に係る保管を除 く。) に関する事務

を「財務審査監等」に改める。 務出納員の項、第二十一条第一項並びに第二十二条第一項及び第五項中「財務審査監」 第三条の二第二項及び第四項の表財務審査監の職にある出納員、かいの出納員及び税

次長、大門・塩川ダム管理事務所次長、深城ダム管理事務所次長」を削る。 局総務・教務課長」に改め、「、広瀬・琴川ダム管理事務所次長、荒川ダム管理事務所 を「山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長、宝石美術専門学校事務 術専門学校事務局総務課長、山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長」 中「総合県税事務所課税管理部長」を「総合県税事務所課税・管理部長」に、「宝石美 第三十条第三項の表一の項中「財務審査監」を「財務審査監等」に改め、 同表二の項

改める。 第四十四条第四項中「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に

管理事務所」に改める。 所、荒川ダム管理事務所、 センター」を「工業技術センター、宝石美術専門学校」に、「広瀬・琴川ダム管理事務 別表第一中「、男女共同参画推進センター」 を削り、「 宝石美術専門学校、工業技術 大門・塩川ダム管理事務所、 深城ダム管理事務所」を「ダム

別表第一の二中二の項を削り、 三の項を二の項とする。

の項を二の項とする。 別表第一の三中「財務審査監」 を「財務審査監等」に改め、 同表中二の項を削り、 Ξ

別表第一の四中二の項を削り、三の項の二の項とする。

第四十四号様式別記第三を次のように改める。

別記第3

杠 **#** 卌

							囊 允	1	所属
合計額							式 允	1	
							要件 児童数	大給	
							支対円給象数	3)	
							支給額	第 3 歲未満	
							女 対 凡 給象数	1子	
							支給額	3歲以上	
							支対月給 象数	ω	
							支給額	歲未灌	
							支対月給象数	第2子	
						-	支給額	3歲以上	
\							児童数	170	
							数 友对民 给象数	第3子以降	
							支給額	超汉-	支 年 月 日
							百計幾	> - -	
							遍		
			·				义 是 E	A CT	

² 光里ナヨヌ和有古版の争しを終わすること。 出生、死亡、就学等により支給額に変更が生じた場合には、その事由の生じた日の属する月までの分とその翌月以降の分に区分して記入すること。